

運情第8188号  
23.7.1  
一部改正 運情第10577号  
23.9.1  
一部改正 運情第3735号  
24.3.26  
一部改正 防運事第14896号  
27.9.30  
一部改正 防整情第4323号  
29.3.27  
一部改正 防整情第4013号  
令和3年3月17日  
一部改正 防整情第21401号  
令和3年12月20日  
一部改正 防整情第14043号  
令和5年6月30日

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

整備計画局長  
(公印省略)

外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の  
所要額の評価等についての細部事項について（通知）

標記について、外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の所要額の  
評価等について（通達）（防運情第8186号。23.7.1。以下「通達」と  
いう。）第4項の規定に基づき、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類:別紙

外部有識者による情報システム整備等に関する概算要求の  
所要額の評価等についての細部事項について

1 概算要求における評価等対象事業について

通達第3項第1号に規定する整備計画局長が指定する情報システムの整備等とは、情報システムの開発、改修、機器等（消耗品は除く）の借上げ及び買取り、運用の支援、技術的支援並びに保守管理とする。ただし、次のアからエまでに掲げる情報システムに係るものを除く

- ア 火器管制装置等に用いられる装備品及びその支援用器材に組み入れられる情報システム
- イ 機器の数値制御を行う目的で装備品に組み入れられる情報システム
- ウ 装備品の研究開発のための試作品及び装備品の研究開発のため試験的に使用される器材に組み入れられる情報システム
- エ 整備計画局長が、情報システムの特性その他の理由により、特に外部有識者による概算要求の所要額の妥当性の評価等を行う必要はないと認めた情報システム

2 外部有識者の指定について

通達第3項第1号に規定する整備計画局長が指定する外部有識者とは、防衛省行政情報化推進体制整備要綱について（通達）（防運情第8185号。23.7.1）第4第3項に規定するデジタル統括アドバイザーに指名された外部有識者とする。

3 外部有識者による評価等に関する細部事項について

- (1) 機関等において、通達第3項第1号の規定による評価等を受けるときは、整備計画局サイバー整備課長が指定する期日までに次の資料を整備計画局サイバー整備課長に提出するものとする。ただし、提出する資料が、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）その他秘密の保護に関する定めにおいて秘密に該当する文書である場合は、秘密に係る情報を黒塗りするなどの保全措置を講じた上で提出する。

ア 評価等の対象となる情報システムの運用・整備構想、整備計画、整備計画期間中における年度ごとの見積額、合理化・効率化のための方策その他必要な事項を記載した資料

イ 概算要求の案

ウ イに係る積算資料

エ ウの資料を作成する際に、調達の相手方として適当と認める複数の企業から見積資料を求めたときは、当該資料

オ アからエまでに掲げるもののほか、整備計画局サイバー整備課長が必要と認める資料

(2) 前号に規定する資料は、機関等ごとに機関等情報システム担当課長等（防衛大学校総合情報図書館事務長、防衛医科大学校事務局総務部企画課長、防衛研究所企画部総務課長、統合幕僚監部指揮通信システム部指揮通信システム企画課長、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課長、海上幕僚監部指揮通信情報部指揮通信課長、航空幕僚監部防衛部事業計画第二課長、情報本部計画部長、防衛監察本部総務課長又は防衛装備庁長官官房総務官付情報システム管理室長をいう。）が取りまとめ、整備計画局サイバー整備課長へ提出するものとする。ただし、防衛省本省の内部部局及び地方防衛局が所管する前号に規定する資料については、整備計画局サイバー整備課長が取りまとめるものとする。

(3) 機関等は、通達第3項第1号の規定による評価等を受けるに当たっては、あらかじめ、次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 概算要求を予定する所要額を調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「予定価格訓令」という。）に準じて算定するときは、予定価格訓令第4条第1項に規定する市場価格方式により算定し、特にこれにより難しい場合に限り、その理由を明確にした上で原価計算方式により算定すること。

イ 概算要求を予定する所要額を見積資料を用いて算定するときは、調達の相手方として適当と認める複数の企業から当該資料を求め、当該資料と標準資料（計算の要素となる数値について適当と認められる資料をいう。以下同じ。）との比較について十分な検討を行った上でそ

の所要額を算定すること。

ウ 調達の実例がある情報システムの運用の支援、技術的支援及び保守管理に関する概算要求について、その予定する所要額を算定するときは、作業内容ごとの技術者、作業時間等の実績を基に相当と認められる数値をその予定する所要額の算定に反映すること。

エ 調達の実例があるものは、調達の実績資料と標準資料又はイに規定する資料との比較について十分な検討を行った上で概算要求を予定する所要額を算定すること。

オ 概算要求を予定する情報システムの機器等（消耗品は除く）の借上げ又は買取りについて、その所要額を算定するときは、複数の調達方法の中から、情報システムの運用上の影響やライフサイクルコストなどの比較について十分な検討を行い、適切な調達方法を選定した上でその所要額を算定すること。

(4) 外部有識者は、通達第3項第1号の規定により評価等を実施したときは、概算要求への反映作業を考慮し、その結果を速やかに整備計画局サイバー整備課長を通じて機関等情報システム担当課長等へ通知するとともに、写しを大臣官房会計課長に送付するものとする。

(5) 外部有識者が通達第3項第2号に規定する要請を行うに当たっては、整備計画局サイバー整備課長を通じて、機関等情報システム担当課長等へ行うものとする。

(6) 外部有識者が通達第3項第3号の規定により機関等の意見を聴取するときは、あらかじめ、評価等の案を整備計画局サイバー整備課長を通じて、機関等システム担当課長等へ提示するものとする。

(7) 機関等は、通達第3項第4号に規定する特別の理由により、評価等の結果を概算要求へ反映することが困難なときは、あらかじめ、整備計画局サイバー整備課と協議するものとする。